令和5年度

こども夢文庫助成金

絵本やおもちゃを通した子どもの居場所づくりを支援！

申　請　要　領

≪ **申請期間　令和5年5月1日(月)～5月13日(土)** ≫

こども夢文庫助成金とは

市がこども夢文庫運営団体として指定したグループの活動に対して助成します。

申請書受付は、**郵送**または**メール**にて行っております。

こども夢文庫運営団体の指定

「こども夢文庫」は、子どもに夢を与え、また、父母らに交流の場を提供するため、絵本や児童書、おもちゃを通した居場所、交流の場として設けられているものです。

市では、「明石市こども夢文庫認定等実施要領」に基づき「こども夢文庫」を運営する団体を指定しています。

助成の対象となる活動及び実施期間

毎年4月1日から翌年3月末日までを1年度とし、運営団体の指定を受けてから実施する活動を助成対象とします。

概ね週3回程度事業を行った運営団体に対して助成します。(開設年度及び開設の翌年度に限り週1回以上事業を行った運営団体にも助成する場合があります。)

助成金の額

○ 開設助成金 （開設年度のみ）	・施設改修に係る助成（上限 50 万円／年） ・図書及び消耗品購入に係る助成（上限 100 万円／年） ・備品購入に係る助成（上限 30 万円／年）
○ 運営助成金 （開設年度及び2年度目以降）	上限20万円／年 ※活動期間が 3 箇月未満の場合は上限 10 万円／年

助成の対象経費

助成の対象となる経費は、活動するにあたっての直接的な経費とします。

・こども夢文庫の開設に要する経費（開設年度のみ）

項　目	内　容
施設改修費	開設のための施設改修に係る費用
備品購入費	開設のための什器、その他備品購入に係る費用 ※ 商品単価が1万円以上の物品
図書購入費	開設のための図書の購入費用
消耗品費	開設のための文具、その他消耗品の購入に係る費用 ※ 商品単価が1万円未満の物品

・こども夢文庫の運営に要する経費（開設年度及び2年度目以降）

項　目	内　容
備品購入費	商品単価が1万円以上の物品
図書購入費	図書の購入費用
謝礼金	①研修会等における講師謝礼金 ②グループメンバーに係る謝礼金（1団体5千円／年） ※ グループメンバーの領収書が必要
消耗品費	事務用品、文房具、活動資材購入費（工作材料、啓発資材の購入費用）など ※ 商品単価が1万円未満の物品 ※ 飲物代（1人150円程度）
印刷費	コピー代、写真プリント代、資料・チラシ作製費用など
通信費	郵送費（切手・はがき代など）
使用料	施設の使用料、会場借上げ料、駐車場使用料など
手数料	振込手数料、クリーニング代など
保険料	活動上必要となる保険の掛金
旅費	講師、グループメンバーの旅費（公共交通機関のみが対象）。**実費支払いを原則とします。** ※ 参加者の旅費は対象外となります。 ※ 車での移動による旅費（ガソリン代等）は対象外となります。

※ グループメンバーとは、助成金交付申請書に記載したメンバーを指します。

助成の対象とならない経費

次表に示す経費については、「対象外経費」とします。

項　　目	内　　容
人　　件　　費	グループメンバーに係る人件費
食　　糧　　費	・参加者、講師等に対する弁当・お菓子代など ・グループメンバーの会食に係る経費
参加者記念品代	・参加者に対する記念品や参加賞など ・不特定多数の人に配布するものを購入するための経費
そ　　の　　他	・宗教的活動、政治的活動のための経費 ・その他、慶弔費や見舞金などの経費 ・事業を実施するにあたって、具体的な用途が定まっていない経費 ※助成対象経費でも、領収書がないなど使途が不明な経費については、助成の対象外とします。

対象経費について Q&A

Q1　参加者の食糧費（弁当・お菓子代）を助成金から支出することは認められますか？
A1　原則、参加者やグループメンバー、講師への食糧費は助成金の対象とはなりません。

Q2　参加者、グループメンバー、講師への飲物代について、助成金から支出することは認められますか？
A2　1人150円程度が、助成金の対象となります。その際、飲み物代は消耗品費で計上してください。

Q3　グループメンバーへの謝礼金について、助成金から支出することは認められますか？
A3　ガソリン代や領収書の出ない電話代など、上限5千円の範囲内が対象です。
※1人あたりの限度額ではなく、団体全体での限度額です。
※1人あたりの謝礼の金額については、団体で話し合って決めてください。

Q4　こども夢文庫の活動をする上でグループメンバーの旅費は認められますか？
A4　実費支払いを原則として、公共交通機関のみが対象となります。

Q5　公共交通機関を利用せず、車で移動をしました。その際のガソリン代や駐車場代は助成金から支出することは認められますか？
A5　ガソリン代はグループメンバーへの謝礼金として計上してください。なお、駐車場代は使用料で計上してください。

Q6　スタッフ間で連絡を取る際に電話を使っています。電話料金を助成金から支出することは認められますか？
A6　電話料金はグループメンバーへの謝礼金として計上してください。

助成の流れ

時　期	内　容	備　考
令和5年5月1日～5月13日	助成金の申請	助成を希望する団体は助成金交付申請書と活動計画書等を提出してください。
令和5年5月中旬	審査	申請書等の内容を審査し、助成の適否や助成額を決定し通知します。
令和5年5月下旬	助成の決定・通知	
助成金決定通知後	助成金の請求・支払い	助成決定された団体からの請求後、財団が助成金を支払います。
令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	活動の実施	助成決定された団体は活動を実施します。
年度終了時または活動を中止した時	実績報告書の提出・助成金の精算	活動終了後 10 日以内に実績報告書等を提出してください。内容を審査し助成金の精算を行います。

申請方法

令和5年5月13日(土)までに、助成金交付申請書をこども財団まで**郵送**または**メール**でご提出ください。**5月13日(土)必着**とします。

【お問合せ・申請書の提出先】

公益財団法人こども財団

〒674－0068

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7　西日本こども研修センターあかし

TEL　078－920－9670　　FAX　078－920－9671

E-mail　　info@akashi-kodomo-zaidan.jp

＜受付時間＞　火～土曜日(祝日除く)　9:00　～　17:00